

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

6 月 臨 時 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年6月新城市教育委員会臨時会会議録

1 日 時 6月16日(月) 午後1時30分から

2 場 所 勤労青少年ホーム集会室

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長

5 書 記

小林義明教育総務課長

6 議事日程

開 会

日程第1 協議・報告事項

教育委員会制度の改正について

日程第2 その他

閉 会

日程第1 協議・報告事項

○委員長

それでは、定刻になりましたので、平成26年6月の臨時教育委員会を開催いたします。議事の前に、議事録を皆さんに事前配付してあると思いますけれど、何か御異議はございますでしょうか。

よろしいですか。よろしければ署名のほうをお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

それでは、本日、臨時教育委員会、議題は一つだけになっています。

協議、報告事項として、教育委員会制度の改正についてということで、前回、和田教育長からも新城市としての中立性、継続性、安定性を維持するための仕組みの協議ということで、皆さんの意見を少しまとめておいてくださいということで、宿題が出ておりましたので、それにつきまして、きょうはとりあえず、皆さんの考え方を御説明をしていただきまして、それぞれの意見をまずお聞きすると。その中で少し具体的に議論ができるところあれば、少し議論をするという形にしたいと思います。

内容としては非常に盛りだくさんなので、一概にこの場で全部を決定するのはなかなか難しいと思われまますので、まず皆さんの考え方をみんなで一応共有しまして、ある程度、その方向性みたいなものが決まればいいのかと思っていますが、とりあえずは皆さんの考え方を、ここで少し御提示をいただいて、少し議論へ持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

レジュメのある方とない方とありますので、一応宿題になっていたのが、市長と教育委員会との関わり、それから教育長と教育委員との関わり、総合教育会議と教育委員会との関わり、それから新城教育の目指す基盤の策定ということで、新城の教育憲章についてということで、大方4項目に対する考え方ということになります。

皆さん、レジュメで出していただいた方は、それぞれ項目ごとに御意見がまとまっております。私のほうもあります。私の場合、ちょっと全体的な組織とか機能を考えたことから入っているので、項目ごとというよりは、教育委員会の成り立ちをどうするかという話になっておりますので、またあとでちょっと皆さんに御提示させていただきます。今このレジュメに関しての説明というのを、一人一人していただくというような形でよろしいでしょうか。

○委員長

それでは、まずは市長と教育委員会の関わりということで、皆さんの意見ということで、一人ずつ、よろしくをお願いいたします。

○委員

まず、僕は大きく今回の地教行法は改悪だと思っておりますが、それについて、こんなことを考えました。いちばん上のひし形で囲ったところをごらんください

ほとんどの市長、市町村長、都道府県知事というのは、まともな良識のある人が選ばれてくるので、市長の政治的な教育介入というのは、心配する場面というのは確かに余りないと思う。だけれども、それは100%ではない。

それで、まず1番の市長との関わりですが、人づくりとかまちづくりの理念を、教育委員会と市長が共有して、総合的に行政に取り組むということは、これはとっても大事なことだと思います。我々がこれまでやってきた市長との教育懇談会、あれはこのためにあったので、ぜひ継続できないかなというふうに思います。

ただ、(2) 市長の独善的な信条とか教育観、これを自分は選挙で選ばれたという民意にすりかえて押しつけてくる恐れ、これは多分にある、暴走の恐れはあると思います。それに教育委員会がどう対抗するか、やっぱり校長会とか教職員会とか、市P連というようなところで、その人たちと連携して民意を反映する活動に、これからも取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから(3) 市長が学校や教委の領分に踏み込んできて、対立が起こった場合、これは従う必要はない。例えば、「学力テストで全部平均以上にするか、トップレベルにせよ」なんてことを言ってきたら、「これは学校や教育委員会の問題」と押し返さないといけない。それから、市長が「愛国心を育てたい」なんてことを言ってきたときに、「愛国心が育つような教科書を選びたい」なんて言ってきたときに、「それは我々の領分」と押し返すだけの力量が、我々に求められるのではないかと思います。

そのための研修は、やっぱり必要不可欠。東三の教育委員会の総会とか、それから県の、今度、小牧市でありますね、ああいうところでもこういう勉強会、研修をやったほうがいいと思う。当面はやっぱり我々の立場を考えると、そういう研修をあらゆる機会を捉えてやっていかないといけないなというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

長々と書いてしまいましたので、1番大事なところだけというか、言わせていただきます。あと読んでいただければありがたいと思います。

まず1番のことですが、市長は議会の同意を得るために、議論を尽くすことにある。議会に加えて、教育委員の同意も必要である旨を入れることを、提案させていただきたいと思います。

それから、新教育長の任期が3年と短くなったことは、今まで以上に、いろいろなことを迅速に進めるために、確かな引き継ぎが必要になってくると思われまます。危機管理についての平素からの組織の把握と伝達情報が重要でありますので、これを何らかの形でしっかりした情報伝達、今でもあるんですが、それで果たして十分だろうかと思うところを、もう一回見直すということと、例えば新たに学区ごとに、区長や民生児童委員、学校長、教頭、こども園長、それから市役所の自治区の市役所の職員の方などが集まって、学区や区民、近頃の話題などについて話し合うことによって、いろいろな情報が得られるのではないかと思います。

昨日の共育なんですけれども、私は新城小学校に行かせていただいたのですが、その中で地域ごとに保護者の方が集まりまして、話し合いをされておられました。やっぱりそういう場所で身近なことを話し合うということも、情報交換の意味で大切なことなのではな

いかなということをおもひまして、そういうお互いに情報を発信して、それを受け取るということをもっと頻繁に持ったらどうだろうかということをおもひました。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

では、レジュメを見てください。

1番、市長と教育委員会との関わりのところですが、今回の改定で示された、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携の強化については、時代の要請であり大切なことだと考えると。次の丸ですが、教育行政の一般行政からの独立の確保。現在、教育委員会は教育事務の執行機関として、市長から独立して教育行政を行い、市長による教育への支配介入を防止している。市長による支配介入とは、政治的でイデオロギー、あるいは市長の個人的信念の押し付けや、市長の独善的な教育観、教育内容などの押し付けを言う。新たな制度でも、教育委員会が執行機関とされており、教育行政における市長と教育委員会との職務権限は変更されない。で、市長による教育への支配介入の恐れは、極めて少ないと考えられる。

しかし、今、絶対ないと言えないので、市長の教育行政への支配介入の歯どめ、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するときは、教育基本法の本質にのっとり行われるよう、新城教育憲章に明記すると。教育基本法の本質とは、教育行政の基本的なあり方は不当な支配に服することなく、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならないということである。

大綱の策定、重点的に講ずべき教育施策、緊急の場合に講ずべき措置については、市長と教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けて協議することになっているが、教育委員会の意思を尊重するよう、新城教育憲章に明記すると。教育委員会は市長の教育行政への支配介入があるときは、市長に対して勧告を行うことができることを新城教育憲章に明記する必要があります。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

どういうふうな、そして質問の意味がどういうことですかということで、前回のときに確か、市長と教育委員会の契約だというふうなことを、どなたかちょっとおっしゃったかと思うのですが、その観点からしてですね、教育委員会にどういうふうな権限というか、どういう役割があるかということ、一応きちんと見直して、今までそれがうまく機能していなかったから、責任の所在が明らかじゃないみたいな話で、市長に持っていきましようという話になってきていると思うんですよ。

今まで非常勤の教育委員にやれる以上のことが、実はその責任として、すごくかぶさっていて、やりきれない体制ではないんですけども、その辺の責任がかぶさっている。「それができていないとは何事だ」みたいな話になっていたと思うんですよ。そのあたりを一

度きちんと整理してやれること、ここまではきちんとやりますという枠組みを、きちんとつくれるといいのかなというふうなことを思っています。

教育委員の話と教育委員会の事務局の話というのは、ちょっと整理できない中でいろいろなところが動いていると思うので、本当は私の勉強不足だと思うのですが、きちんと整理して、教育委員会の事務局の機能、教育委員の機能、そしてそれに対して市長はどう責任をとるのかということ、きちんと体系をつくるということが、一番初めにまず必要かなということを考えてみました。

あともう一つよく思うのですが、部局をまたぐと、教育委員会と市長部局だけではなくて、ほかの部同士でもそうなのだと思います、そこをまたいでしまうと、非常に連絡調整をとるのが大変なんですよね。その辺のことをきちんととっていきましょうねというふうな約束が、ちょっとまたあえてここできちんとしておきたいなというふうな気がしました。

新たに加えることができるならなんですけれども、教育委員会でご決めたこととかというと、絶対議会通さないと予算とかというのは、ここで決めたことにはならないですよ。必ず議会通さないと予算としては動かないですね。これは法律で決まっているんですよ。その議会を通さなくてはいけないというのは仕方のないことです。前にちょっと懇談会のときに、教育長の口から出た、「15%いただきますよ」と言ったんですよ。15%というのはちょっと大きく出たなという数字だったと思うのですが、そういうふうなことを、この際、こういうふうにして守る形ではなくて、教育委員会としても発展的に何かをやっていこうというような機会に捉えることができるんですよ、新城教育って何なのかというふうなことはきちんと打ち出していきながら、「市政は何なんだ」というようなときに、「こうやってやることです」という、予算の裏打ちを持って進めていけると思うんですよ。それはやっぱり教育委員会が、市民から付託されていることとか、信頼に応えるために必要なことではないかなというふうなことを考えてみました。

あとやはり、権力の介入というふうなことに関しては、何かあっても、これおかしいなと思っても、どうやっていっていかのかという道筋がないのは、非常に不安だなというふうなこと考えていまして、勧告ということができるという、そういう道筋が今回の改正でも当の私たち教育委員は、国にも県にも何にしろ言ってあがれないわけじゃないですか。そういうところに対して、少なくとも市の中では「教育委員会はこう考えています」と、イエローカードを出す、レッドカードを出すというふうなことをできるようにする。そしてそれが、これはどうなんだということをまた市民にも伝える手段とかを、きちんと持っているということが、教育の独自性とか中立性とかいったものを担保するためには、必要な裏づけになるかなということを考えてみました。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

○教育長

6月13日に参議院本会議で可決したということで、いよいよ平成27年4月1日施行に向

けて動くわけですがけれども、その運用についての詳細は、恐らく7月中に出てくるというふうに予測されます。その中で通過した法案を通して、考えられることということなんですけれども、今までの新城教育もそうであったように、まちづくりは人づくりであった。人づくりは教育にあるということを考えると、学校教育の中立性、継続性、安定性をしっかり確保する、担保するということが、教育委員会のやっぱり至上使命だというふうに思うわけです。そうしたことを考えたときに、今回の法令で、教育委員会が、最初は附属機関だとなっていたものが、執行機関だということによって明言され、そして職務権限は従来通りだということがはっきりと文言でうたわれたということについては、これは評価すべきであるというふうに思います。ただ、教育総合会議、あるいは教育大綱については、主語が首長であるということを考えると、委員が心配するようなリスクがあるわけですので、このリスクをいかにないようにするかということが、この市長との関わりで一番大事なことだなということを思っています。

その中で一番大切なのは、日ごろからの首長と教育委員会との情報共有、そして将来を見据えた協議ということであるわけですので、これまで適宜行ってきた教育懇談会を定例化して、年に3回ぐらいは、市長と教育委員での協議会を開催するという形でいけば、より一層、相互理解が深まって、大きなぶれもなく新城教育を進めていけるのではないかなということを思います。

とはいえ、選挙で首長が変わったといったような場合には、恐らくさまざまな施策等において、前市長と違う政策を取り上げてくるということが、あるわけですので、そういったときに、首長が変わるたびに、教育が右へ左へ大きくぶれてしまうということは、現場の子供や教職員、保護者を考えたときに、絶対に避けなくてはならない。教育委員会会議はやっぱり現場第一主義ということを守持する必要があるわけですので、そういったときのそのリスクを回避する契約の必要あると思うんですね。そういったものを首長及び議会等で承認していただくということが、そのリスクを回避する担保になるのではないかなと思いますので、定例協議会の設定と、市長と教育委員会との契約の締結、この2点を考えていきたいなと思います。

また大津等で教育委員会事務局の対応ということも非常に大きな問題になったわけなんですけれども、今回の地教行法の改正では、そのことには一切触れられていないので、そういったあり方も、今後この教育委員会の中で、検討していく必要があるなと思います。

以上です。

○委員長

あと、僕のほうですが、まとめ方は全然報告と違うので、その報告の意見の中で、ちょっとずつお話をさせていただきます。

市長との関わりということなんで、今回、その市長いわゆる首長が親方ですよというような形の文言が入っております。例えば、その市長と教育委員会が対等に、もしくはいわゆる決定というか意見に対して、それを却下するような形の権限を持つのであれば、やはりその教育委員会の後ろ盾は何かという話を考えなければならぬと考えています。市長はやはり選挙で選ばれし者ですので、そこでは民意を司っているというか、幾ばくかの民

意を反映しているということがあります。その方がその話をし始めたときに、それに対抗する教育委員会が、どのぐらいの権限を持っていて、その権限がどんな後ろ盾があるのかという話が、実はポイントになるのかなと思います。

私が（1）で述べてきたものは、非常に自分でも口惜しいほどの意見だと思うのですが、権限の責任の所在が不明瞭である。一般的である教育委員会が、今、一般的に言われていることですが、地域住民の意向を反映しているのが、教育委員会の所轄するテーマが広すぎる。それから本当にレイマンコントロールってあったのか。それからさっきのいじめの話もありましたけれども、迅速な対応と機能性というのは本当にあるのかというようなことが一般的に言われております。それというのは、教育委員会だけの組織が単独して、例えば市長に対して、それからマスコミに対して対抗するのですとか、どんな後ろ盾があるのかという話がとても大事な話になってくると思います。市長が一番トップであるがゆえに、心配していることは、必ずしも1%ぐらい残っているかもしれませんが、もしそれに対抗するのであれば、教育委員会とは、一体後ろ盾は何ぞやという話を、はっきりさせる時期なのかなというふうに思っております。それは、我々教育委員の立場とか、職務とかを見直しながら、市長との関わりの中では、その同等までいく、何か後ろ支えが何であるかということを確認にするというのが大事になってくるんじゃないかと思えます。

それがどんな話なのかといいますと、例えば、その地域住民の意向をうまく反映させているかどうかですね。それから2番の下の方にあるのですが、市長の教育行政の過度の介入を制度的にチェックすると。いろいろな細かな話がありますが、その地域住民の意向を反映するのであれば、例えば審議会、校長会の意見を集約して、新教育長となる方の、例えば、諮問機関であったり監査機関を設けて、みんなで教育長をバックアップする必要がある。それに対抗して市長と契約を結ぶというような形で、何かそういう後ろ盾がいるのではないかなというふうに、まず市長との関わりの中で私は考えます。

この市長との関わりということで、何か皆さんの意見を聞いて。何かありますでしょうか。

○委員

今、委員長が言われた中であって、この問題の発端になった大津のいじめ事件、迅速に対応できなかったということを、メディアも盛んに言うのだけれども、迅速に対応できるはずがない。とにかく市民に早くわかってもらうために、「ああせよ。こうせよ。こうせよ。」なんて、どんどん言っていたら、現場はたまったもんじゃないし、かえって問題がゆがんじゃうのではないか。こんなのは時間がかかって仕方ないのでそんな迅速に対応できるような問題じゃないよということを言わなくてははいけない。

○委員長

一つ、市長の関わりでは皆さん、万が一そんなことはないけれども、なんか対抗している要因はあるよという話は、皆さんおっしゃっていますね。

○委員

今の大津のことなんですけれども、今、大津市は教育長がいらないんだそうです。教育部

長さんが兼任をされていて、それで、前の方が辞められた後に、3人ぐらいの方をお願いしたんだけど、皆さん断られて、ある方が最後になられたんだけど、その方もことしの3月に辞められたっていうことですね。その理由というのが、市長との対立だったというんです。その大きな対立が何かというと、新しい方が、危機管理の組織をもっと立ち上げようということに対して、すごい反対をされた。それをようやくつくったんだけど、予算化もされなかった。市長はそれよりも英語を大津市で進めたい。1億5,000万円の予算を立てて、これをやって大津市を盛り上げようということで対立して、もうこれ以上やっていけないということで辞められたという話を、なんか本で読んだんですけれども。

やっぱり、そういう市長が自分はこれをやりたいという思いがあると、やっぱりそういうふうなねじれになるということをおもいましたね。だから怖いなと思いました。

○委員長

前教育委員の菅沼先生が言っていましたけれども、そのしゃべる内容とタイミングが、ものすごく大事だっという話を言っていましたね。これは学ぶに学べないですね、大事なときに。

○委員

それからいいですか。いじめ自殺のあった、あれは桜宮高校だったかね。要するに体育科の募集は停止すると。市も新聞報道によると、市長権限によって、そこにもしそういう募集をすれば、予算をつけないだとか、そういうような、はっきり言ってあれは明らかに横暴ですよ。だから、そういうようなことが全国の、それこそ数千の地方公共団体の中で、絶対にはないとは言えないもんですからね。

だからそういう意味でいうと、皆さん共通的にそういう意見をお持ちなので、教育委員長の言うところの契約ですよ。私は、そういう新城市の憲章をつくるなら、そういう憲章でもいいので、そういうところにやはりきちんと明記しておいて、市民もそれを承知していると。さらに、やはり教育委員会は先ほど言ったような、やはり対抗手段をやっぱり持たせるような組織にしておかないと、もうやりこめられるじゃないかなと思うので、ぜひ協議をして、いいものをつくっていきたいなというふうに思っています。

○委員

今の件で、市長が我々や学校の領分に入ってきたときには、これは従う義務はあるのだろうか。これはやっぱり自覚しなければいけない。勧告なんてする必要もない。それで予算をつけられなくなるなら、これはもうしょうがない。予算権は向こうにあるので、そのことについては住民に判断してもらおう。まずは自分たちが職務権限をしっかり押さえて、それで不当なことを言ってきたら、こんなものは無視する。だけれども、自覚と力量を教育委員が持たないといけないと僕は思います。

○教育長

いいですか。法令上から言うと執行機関であり、従来の権限を保持しているということを一方向でうたっているんだけど、もう一方では、総合教育会議の決定については、これを尊重しなければならないわけです。相矛盾するわけ。ではどちらに従うかという、

そこの要は判断ね。総合教育会議で、例えば市長が学校教育に対してこうだと言ってきたときには、尊重しなければならないと。尊重しなければ法令違反となってくるわけですね。

○委員

だからそういう場合は、やっぱり日本は三権分立だから、裁判に訴えてでもこれに抵抗するぐらいの気概を教育委員会を持つ。それは、向こうが不当だというふうだね。

○委員

その辺の調整のことをして、総合教育会議という話を持ってきているわけですよ。だとすると、総合教育会議でどういうふう採決をとって、それが生きていくのかというふうなことのよう気もするのです。それは先生が言われる性善説みたいな話で、どうするかというその裏打ちするものは何なのかとか、基本的な方法をどうなのかということをしちんと決めていかないと、「いや、俺が座長だから」というか、市長が言ってしまったら、全部押し切れちゃうということになるかもしれないので、そこはきちんと押さえていく必要があります。先ほど、いじめに対する問題等にするのか、英語にするのかということで、1億の使い道でこうもめて、結局、教育長が辞めたというふうな話だったんですけども、いじめのことというのも確かにあって、でも英語という形で戦略つくっていきたい、それも子供を育てていくことだったりすると思うんですけども、それはその、うまく議論することができていないから、市長の独断だっていうことになったりとか、逆に、「いやいや、そんないじめ対策会議みたいなものをつくるよりは、英語のみやったほうがいいじゃないか」という、それぞれの主張をしているだけで終わっていくわけですよ。それぞれ、総合教育会議というところをどう生かすかというふうな話にしていかないと、今決められた枠組みの中では、進まないといったら変ですけども、あれが悪かったこれが悪かったというだけで終わらせてしまうと、答えに気づかないんじゃないかなというふうに私は思うのですが。

○委員

その件については、総合教育会議のほうで検討すればいいんですけども、さっき教育長が言ったように、運用に関する留意点というのは、来月あたりに出るんだよね。今の段階では、どういうふうに来るかわからないけれども、今の段階では、教育委員会が反対しても、市長がいいと思ったことは大綱に入れられる。それから教育委員会がこうしたいと言っても、市長が反対すれば入れられない。それを尊重して教育行政やっていかなければいけないということなので、やっぱり、いざとなれば裁判にかけてでも、抵抗するだけの気概を教育委員会は持たなければいけないと思う。

○委員長

そういう教育委員はしっかり勉強しなければいけないし、気概も大事だけれども、やっぱり新城市の教育憲章の中には、そういうことをうたうということは、これは市独自でできるものですから、だからそれを市民の前に示して、市長がこの精神にのっとって行うべきだということは、教育委員会としても訴えることができるものですからね。そういうふうにつくっておくということはいいいことじゃないですか。

○委員長

とりあえず、市長との関わりという話の中では、皆さんどうなんですか。いわゆる歯どめはきかさなならんというのがまず一つと。それは組織なのか、どういうものであるかという話は、皆さん合意できるということですね。教育委員会の気概と責任性と職務の遂行に関しては、また関わってくるころはまた別になるかもしれませんがけれども、市長との関わりというのではないのでしょうか。

○教育長

もう一つ。やっぱり、先ほどの大津の話ではないけれども、教育委員会が、これは子供たちのために、地域のためにいいことだからやろうとしても、結局は、その錦の御旗は予算ということで、市長部局が握っているということになると、「対抗したらその予算を全部切っちゃうぞ」と言われたら、教育行政は一切進まなくなるわけね。そういう可能性ってすごくあるわけ。先ほどの桜宮でも、「体育部なんかそんなものやったら、予算出さんぞ。そのかわり体育の募集やめて普通科をやれ。それなら予算出す」と。まさにそのとおりになっちゃったわけですね。

行政というのは予算の裏づけがない限り進まない。その裏づけの大本を市長部局で握っているということになると、やはり手足がもぎ取られている状況ではできないという現象があらわれるわけね。そうすると、先ほどの話ではないけれども、そこら辺の一つの融通性が教育委員会の権限としてあれば、多少対抗しても、何とか最低限の教育行政を推進できるという状況になるわけです。あくまでも、そのこのところの錦の御旗がほしいということとは言えるよね。でないと、それはやっぱり最終的には、今、法令的にも、「首長の」「首長が」という主語になっているもの。全て権限が。これはなかなか対抗できないんだよね。

○委員長

そういう意味で、首長の選挙人というか、投票した人がいるんです。この人たちがいるからこそ、そうやって独自のプランを、いわゆるマニフェストじゃないけれども、施策をどんどん進められるわけです。だから我々、教育委員会って、何かその後ろ支えにあるかと。我々、教育委員だけの話なのか、それともその地域の人とか、それからPTA、市P連とか、その校長会とか、園長先生の方々が全部望んでいるものを全部背負って、「それは違うよ」という話をしているかどうかというところが、多分、唯一市長と対抗できるころだと僕は思うんです。それを何か、その組織、仕組みの中で確立できないかなと思います

○委員

例えば、市長に全ての権限を任すということで、市長選挙が行われるのではないと思いますよ。要するに独立した機関があるわけでしょう。例えば選挙管理委員会でもそうだと思うし、公平公正委員会なんかもきっとそうだと思うし、教育委員会もきっとその一つだと思うので、それはまさに今、委員長さんが言ったことであって、要するに、確かに市民から選ばれる市長だけれども、その人が全部やれば、それは独裁政治になっちゃうもんですからね。ここにやっぱり議員がいるし、それから今言ったように、教育のそれに専門的に関わる人として教育委員がいるわけなので、それはまた別の選ばれ方をしてあるということは、その市長の、簡単に私がさっき言ったことでいうと、政治介入から、その歯留め

を効かすことができる機関だと思うのでね。だから市長は確かに選挙で選ばれているけれども、だからといって、そこに全ての権限が付与されているわけではないもんですから。ただ一番心配は、現実にそういう一部の市長によって、その教育権が侵害されるようなことが起こっているんで、私たちのこれからとしては、万が一そういう状況になったときに、市長に対抗できるようなものをやっぱりつくり上げておく必要があるのではないのでしょうか。

○教育長

だから、結局、委員長の言う後ろ盾というのは、我々の教育委員会というのは、現場の子供、PTA、地域の声を代表して、よりよき方向を展望していくということなので、このところの後ろ盾、つまり我々がやっている現場教職員の声を聞く会とか、校長会の声を聞く会とか、あるいはPTAのさまざまな会合で、PTAの声を吸収するとか拾い上げるとか、そういった活動といったものが、後ろ盾になるのだけれども、それをきちんと組織化というか、そういうことをしていくことが、後ろ盾の確立のために必要なことだなと思います。その具体的な声が、やはり予算に反映するような、ここもやっぱり道筋をつくる必要があるなと思いますよね。

だから、市長が市民の投票によって得られるんだけれども、教育委員会は、少なくともその中の教育という部分に特化した形での声を、いつもしっかりと拾い上げているという状況。これが、継続してあることが、やっぱり後ろ盾になるんじゃないかなと思いますね。

○委員長

そこへいくと、僕は教育委員会は、もう学校教育に特化したほうがいいと思っている。もう少しスタッフの配置なんかも全部考えて、とにかく学校教育に全部特化して、子ども未来課もあるんですけども、もうゼロ歳から15歳までは全部教育委員会が全部担保すると。それは学校教育の部分もそうです。それから全体的な教育の事務、それから教育会議の運営だとかというのも持つ。それからいわゆる、育ちの部分、更生とかそういった部分も含めて、全部僕は、いわゆるゼロ歳から15歳に関わるものは全部持つという形で、やることを全部特化させていく方向に向かったほうがわかりやすいし、教育委員会が何をしているかというのも、多分、「ここまで全部やっています」というのがわかりやすいのかなと思います。

○委員

委員長の言うのは、いわゆる文化課だとか、具体的に言うと生涯学習だとか、スポーツ課は切り離すとそういうことなんですね。

○委員長

やってもらおうと思うんですね。学校教育に特化したスタッフと、いわゆる教育イズムのスタッフを合わせ持った会議体に変えると。そこに我々みたいな教育委員が、監視機能なのか執行機関になるのかちょっと、あの文言だけでどっちなのという話でよくわからないですけども、そういうことをやる機関として、狭義の教育委員会の意義もそこで見つけていくと。そうすると、さすがに一貫した流れのものができあがると思います。

○委員

今のことにしてなのですが、義務教育が1年前倒しになるという話もありますよね。子ども園、幼稚園とか保育園でその部分を1年間補おうということで、今、審議されているって、聞いています。そうなるとやっぱり、義務教育の範囲が広がってきますので、教育に特化するという話は、これからの方向だなという気はいたしますね。

○教育長

学校教育の質を上げるということであれば、そういった方向性でいいと思うのですがけれども、しかし、今、ゼロ歳から15歳と言ったんだけれども、これまで市の教育委員会が関われる範囲として、全国のほぼ市町村教育委員会は、そういう意識でやっているんだけれども、それではだめだと思うのね。やはり、高等学校だってほぼ義務教育化しているという現実の中で、市町村教育委員会は、もう高校生になったら放ったらかすという状況が、今、全国で起きているわけ。その結果、高校生はやっぱり中学までに学んだことを、放ったら返して、もう別の行動で動いているというのは、さまざまな現象で起こっていると。あるいは、県のいわゆる県立高校の教育行政に対して、市町村教育委員会は物を言わんというようなスタンスが、かなり広がっているけれどもそれじゃだめだと思う。

結局、いわゆる未成年の時代、19歳までは教育委員会が責任を持つんだと。それで、管轄は違うけれども、でもそこに対して、やはり堂々と物を言っていくという姿勢がないと、ずっと繋がる、大人になるまでの継続した教育を担うという芽は育たないと思う。だから、15歳の中学卒業までじゃなくて、もっと上まで見ていく。また6・3・3・4制のこの学制だって、今後、変わる可能性がすごくあるわけです。そういった視点も持っておきたいなというふうに思います。

○委員

成人が18歳になるかというふうな議論も今進んできているので、この学生と成人というふうなラインを、私たちはどういう根拠に基づいて、どこまで見るかということも合わせて、ちょっと検討ができるといいかなと思ったんですけれども。

言われた通り、15歳で中学卒業しました。肩の荷がおりのみみたいな形にはならないような、責任のとり方というのを、やっぱり考えていけるといいかなと思いますし、貧困だったりいろいろな理由で、地域で奨学金みたいなものをつくろうよみたいなものが仮に出てきたとしたら、出てこないですかね、そういうのは。

昔って、地域のお医者さんとかを育てたりとかした経緯とかありますよね。そこまでそういう人がいなくなってしまうと、医者になる人はなんとか確保したいということになると、自治医大じゃないですけども、あれに似たようなシステムで、やはり医者を地元で、「お金ない。困っている。でもこの子だったら頑張ってくれるかもしれないという子を育てていこうよ」となるかもしれないですよね。

豊根村なんかは、以前の村長が、「何とかこの豊根村からキャリアを出すんだ」と言って、むきになってやっていたこともあったりとかしたんですね。その戦略とかというのを、どういうふうにして考えるかというのも一つ、どういうふう、どこまでにするか、もしくは、卒はここまでだけれども、こういうふうな協力関係とかをつくっていく、そこからどう、市長部局になるのか、また全然違うところになるかわからないですけども、手の結

び方、手のつなぎ方というふうなものも一緒に考えていくと、学校教育というような、ぎゅっと絞ったときに、絞ったがゆえにできないことが、こんなにできちゃったというふうにならないためには、すごく必要なんじゃないかなということ、ちょっと今お話ししながら思いました。

○委員長

教育委員会の、これは機能とかそういう話につながってくるんですけども。

○委員

今、委員が言った奨学金のような問題は、これは市長と教育委員会との間の話し合いで、まちづくり、人づくりの政策としてやることはできるし、やっている自治体はいっぱいあると思う。僕は、昔、鳳来中学校にいたときに、鳳来地区の高校をなんとかしなければいけないということで、鳳来地区の高校へ進学する子に、鳳来町が奨学金を出すということをやっていた。だから、今言われたようなことは、市長との話し合いで、先ほど言った共通理解という形でやっていけたら、とってもいいことだなというふうに思う。

○教育長

現実に、ほのか専門学校についても、さまざまな、市が援助を学生に対してしていますので、もっと別の分野でもっているということがあれば、またそういう人材育成が可能であれば、それはできるんじゃないかなと思うんですね。

それから、委員長が言われた、文化、生涯、スポーツをどうするかって、私の中でも半々なんだけれども、ただ例えば、市長部局へ行ったときに、そこで教育的視点、あるいは文化財的視点、そういう視点を持って、文化財を守り、残すかというようなことが結論づけられるかどうか。例えばうちでいうと、設楽原歴史資料館の火縄銃が、全部なくなるという危機に瀕したときがありました。それで、議会も、ほとんどそんなものは費用対効果から言ったら、設楽原歴史資料館はそんなものはたいしてないんだから市が買う必要はないというのが大半を占めていたわけです。でも自分はそうではない。新城市においての、あの火縄銃の歴史的意義、価値というのは非常に大切なものだからということで、体を張っていろいろ議論をしてきたんだけど、もしそれが市長部局へ行ったときに、どういう方向になっていたかということを考えて、費用対効果だけだったら、恐らくあれは、すぐ使わずに全部売られて、設楽原歴史資料館はもぬけの殻になって、今、マスコミ等でさまざまに取り上げられているけれども、新城が、そういった具合で取り上げられることもなくなっていたと思うわけです。そのような事例というのは、文化財等においても、あるいは文化的な施設においても言えるわけです。

費用対効果、成果主義でいったら、恐らく外れるものがあると思う。でもそれで、新城市民にとっていいのか、子供たちにとっていいのかということをお問われてくるわけ。

○委員長

非常に専門的な知識がたくさん必要でしょうから。

○委員

今のことについて、夏目部長の御意見伺いたいんですけどもね。財政の観点から。

○部長

確かに、日本の社会というのが、特にバブルがはじけてきゅうきゅうとしてきたときから、いわゆる効率化というものをものすごく求め始めて、アメリカ生まれの新自由主義の経済学の考え方というものが、当時の小泉内閣のときに非常に強く出てきたわけなんです。私はその当時に、財政部局にいたわけですから、まずは費用対効果というものを真っ先に言いました。

ただですね、そうは言っても、例えば一番顕著な例は福祉。福祉はもうひたすら財源を投入するだけなんです。直接的な効果というのはよくわからないですね。効果測定がものすごくしにくい。教育の分野もそうなんです。表面的な成果主義というものを前面に出しちゃうと、恐らくそういった福祉だとか教育というものは、ずたずたになってしまう。

じゃあそれでいいんですかという話になったときに、福祉だとか教育って、特に福祉はすごく考えやすいと思うんですね。誰しも弱者切り捨てがいいとは言えないと思いますので、そここのころの視点というか考え方というものを、もう少しちょっと頭の中に置くと、教育の問題でも、今、文化、文化振興というような部分でも、上っ面からすると、恐らくもうずたずたになっちゃうと思います。

ですから、それはやっぱりまずいよねという考え方が、ぼっところ生まれてくるはずだと思いますので、今のような流れを余り悲観することもないのかな。そういうふうに見ている人間、人というのは結構いると思うんですけどね。それが特に予算配分をどうするのかといったときには、最終的には議会にかけて、議会で審議がされて最終決定がされるわけですけども、先ほどの、設楽原歴史資料館の鉄砲を買い取るという問題でも、相当な議論があって、ものすごくアゲンストな議会だったんですね。ですけども、最終的には教育委員会のその思いというものが何とか届いて、予算確保できたというような形で、あれはあれで僕是非常によかったなという気がしております。もしもあれが否決されたら、今、新東名が開通して新都市を売り出す非常に大きな要素なんですね。あれがもうなくなったというような可能性も十分あったわけでありますので、その最終決定の判断というのは結果論でありますけれども先見の明があったというようなふうに思っておりますので、余りその経済的な合理性というものばかりに、目をとられすぎてしまうというのは、よろしくないと思います。

○委員

以前、部長が「行政がやると、網ですくったようにきれいにしちゃう」って、おっしゃったことがあるんですよ。それは、新城こども園が駐車場つくりましたよね。そうしたら、今まで畑があって、木があって、たけのこが生えて、子どもたちが遊ぶ場所だったんですけども、本当に何にもなくなっちゃって、ただ石ころがざっとあるだけで、本当に網ですくったようにきれいになっているんですね。教育部長のその話と実際の状況と一致しまして、ああこういうことなのかということをおもいました。例えば教育委員会だったら、もうちょっとゆとりがあるやり方でやってたんじゃないかなという思いがありますね。

○委員長

とりあえず、1の議題はこれぐらいにして、2のほうへ移ります。

教育長、いわゆる教育委員長と教育長を移行するということで、今回、概要が出ておりますけれども、その教育長と我々、その教育委員との関わり方ということで、それぞれまた御意見を、馬場委員お願いします。

○委員

またプリントを御覧ください。

(1) からいきます。これはいつだったかな。大阪の泉佐野市で、教育長が市長の要請を受けて、教育委員との論議なく、漫画「はだしのゲン」というのを各学校から回収してしまいましたね。このときは校長会が偉かった。市長は教育長を通じて、さらに「読んだ子どもたちに個別的に指導せよ」という、そういうことを言ったよね。これは校長会が拒否したと。場合によっては裁判してでも拒否しないとイケない。

市長の言いなりになって、教育委員会の論議もせずに現場へ指示を出しちゃうような、そういう教育長がいたら、これは困る。この教育長をいかに教育委員会がコントロールできるか、教育委員の力量、これは制度の問題なんかではなくて、人の問題。そして、よく考えないとイケないなというふうに思います。

それから、(2)、今度の地教行法では、教育委員会の教育長への指揮監督権というのは、規定されていない。事務局にはあるけれども。しかし、ここでの意思に反するような事務執行は、教育長はできないと思う。だけれども、ここでの話し合いをどう活性化するか、むしろ形骸だとか追認機関だなんていわれている状況が、今の流れでいくとさらに進行する恐れがあるので、これは気をつけないとイケないなというふうに思います。

それから、教育委員に情報を正しく伝えていないというふうに批判された事務局、大阪の桜宮の体罰問題の件、大津のいじめ自殺の件で、これが批判されたけれども、この事務局の問題については未解決、なんにも示されていないし、検討もされていない。やはり事務局の人材確保とか人材育成などを合わせて、教育委員会も執行体制を強化していかないとだめだなというふうに思います。

それから、教育委員会の運用面で、これ一時、この教育委員会もそうだけれども、資料の事前配付というのをやっぱり考えないとイケないと思う。全ての資料を、定例会議の前に教育委員に届けるというのは、これは無理かもしれない。事務局も忙しいのはよくわかるので。ただ、これだけは先に教育委員が読んでおいたほうが良いなという、そういうものについては、やはり事前に配ってほしいなというふうに思います。こういう運用の工夫をしていかないと、教育長もコントロールができなくなってしまう。事務局のチェックができなくなってしまう。

それから4番。これまで地教行法で、教育長と委員長の兼任はいけないということになってきたよね。あの規定は一体なんだったのかなと。多分、公正な教育行政をやるために、権力を1カ所に集めない。権力の分散。これはとても賢明なシステムだよ。これを今度一つにしたので、これはちょっと考えないとイケないな。これはどうしようもないけれども。考えないとイケないなというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

ちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか。

今、2のところの2の2ですが、教育長への指揮監督権が規定されていないと、今、先生がおっしゃいましたが、その指揮監督権というのは一体どういうことでしょうか。

○委員

教育長は勝手なことをやらないように、教育長に「こういうふうにするよ」とか、「そんなことやっちゃいけないよ」ということを言う権利です。

○委員

指揮監督権ですよ。

○委員

今までだと、教育委員長が教育長に対する監督権を持っていたと。それが、教育長がすごく勝手なことをやりだしたときに、誰がとめられるのかと、そういうようなことですよ。

○委員

そういうことですか。わかりました。

○教育長

今回の法令で言うと、教育委員は教育委員会を招集すること、教育長に対して招集することができるという文言があって、そこで教育委員会会議を開かせて、そこでチェックすることはできるわけだね。

○委員

では、2をごらんください。読んでいただきまして、4行目ですが、会議の持ち方ですけども、教育長の突出した力を防ぐためにも座長を設定し、教育委員の持ち回りとする。また、会議をとり回すことにより、委員の視野も広がる。よって、座長委員は教育委員会会議の議長を務め、議決権を擁する。また、教育委員会会議は従来の合議制を堅持することと私は思っております。私たちが、今、こう意見を言わせていただけるのも、非常勤だからこそ、しがらみがなく物が言えるということもあると思います。

それから、ページをめくっていただきまして、やはりこの先生が先ほどおっしゃったことですが、情報ですよ。新城市教育委員会にはいろいろな情報があると思うんですけども、それをやっぱり教育長だけでなく、私たちもそれを共有して、今何が起きているのか知ろうという意識と、それから知ろうとする組織であることが大切であるかなと思っております。そういう情報を上にあげるために何が必要かということ、再検討してみる必要があると思います。

以上でございます。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

まず教育委員会の必要性ということの確認ですが、委員が複数であるために、多様な

民意を反映すると、一個人の価値判断に左右されることを防ぎ、中立性を確保することができる。市長選挙で切り離された選任方法による複数委員の会議であるため、安定的、継続的な教育が可能である。教育委員会会議の持ち方ですが、会議を開催するにあたっては、座長を決め、1年交代で持ち回りにする。これ前回の会議で提案されたことです。ただし児童生徒の生命に関わること、重大ないじめに関する事など、迅速な判断や対応が求められるときは、臨時の教育委員会会議を開催する。また、即時な判断や対応が必要な場合は、教育長が対応し事後報告をする。ここはちょっと悩んだところなんですけれども。必要に応じて、市長の出席を求めることにする。極めて重大な事件については、総合教育会議を開催し、対応協議したり事後報告を行ったりする。会議の内容は広報等によって市民に知らせるが、プライバシーには十分配慮する。

教育長と教育委員との関わり。教育長は教育委員会の長であり、事務局の長であるが、他の教育委員との関係は、今までと同様平等とする。一個人の価値判断に左右されない。それからさっきちょっと言葉を濁したところなんですけれども、例えば、どのようなことが緊急かなと考えたときに、例えば、学校の屋上に子どもが登って飛び降りようとしているだとか、会議なんか開いておられませんよね。そういうこともあるかな。例えば、今どこどこ学校に爆弾をしかけたと、あと何分後に爆発するので、どうのこうのという脅迫があったとかね。即時の対応が迫られることだって、今の日本の社会の状況を考えて、ないわけではないので、そういった場合は、やはり教育長権限で行うことにする。あとは基本的に臨時でもいいので、教育委員会会議を開いて対応する。そういう意味合いで書きました。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

大きくはそんなに変わらないなと考えられるとすれば、前にお話したように、座長というのを決めるというふうなことで今までのラインというのは大体守られていくんじゃないかなと感じたんですけれども、やっぱりこれもどのようにして歯どめをかけるか。教育長の暴走にどう歯どめをかけるか。これからの制度だと、暴走する教育長は出てくるかもしれないですね。市長が自分の後援会長を教育長にするっていうふうにやってしまうとすれば、それはもう、いとも簡単に暴走するといった形になってくる可能性もありますよね。それに対して、私たちはどういうふうにして考えるかということを決めると。意思決定者は教育長であるという、新教育長であるとは、ちょっとうたえないかもしれないなということを、危機意識としては感じました。やっぱり合議体であるということ、きちんと押さえていけるというふうなことが、新しい教育長と教育委員との間で、必要な取り決めじゃないかと思いました。

事務局のトップとしての教育長という側面があるので、私たち教育委員がここで話をすることと、それから教育委員会の事務局がいろいろ考えていることというのが、必ずしもそんなにうまくリンクしていないところがあるかなと時々思います。それが、私たちがレイマンコントロールと言っている中で、市民から私たちが何を背負っているかということ

を考えると、教育委員が承認しなければいけないことというのは、今まで本当たくさんあって、それに、「何々委員は誰々さんをお願いすることでいいですか」とか、あと、「今回消費税が上がったので、利用料が幾らになりますというふうにして条例が変わりますがいいですか」というふうなこととか、ここでの会議、議題というふうにして扱われて、多分、教育委員の議決を得ないと上げられないと思うんですけども、市民はそれを私たちに期待しているんでしょうかというふうなことを考えたりします。その部分は、私たち素人の市民がやることとしてふさわしいかなというと、誰か公平にきちんと見るということは必要であるにしても、どうかなということを実はよく思っていました。

そうではなくて、これからどのような方針を、この地域として教育に関して持つていくのかとか、多分、市民は教育委員会に期待しているんじゃないかと思います。そういうことをきちんと話し合えるのが大切かと実は思います。だから本当にこういうふうにして、ぱっといろいろなアイデアが出てくるとか、議論が起こるとか、それこそが本当はもっと必要なこと、それが期待されているというふうに思います。「今、早急にこれからこういうふうなことに対応を考えてください」事務局のほうにこちらからお願いすることも必要になるかと思えますし、今、懸案になっている事項が、どのように進んでいるのかということについて、どういう過程を経ているのかとか、そういうことを私たちが聞いて、「うんうんなるほど」と思うのか、もしくは、「いや、それはちょっと、その市民感覚からすると順番が逆じゃないか」と思ったり、「優先順位が違うんじゃないか」とか話すっていうことのほうが、むしろそここそが、レイマンコントロールたる所以じゃないかというような気がするのですが。その事務局と委員との関わりのつくり方というのを、ちょっとまた考えてみるといいかなというふうにして思います。

○委員

だから、市の職員の中で教育長は特別職ですよ。それで、部長は、いわゆる市の職員の中の部長になられた方ですよ。で、部長の元に事務局があるけれども、その事務局というのは、教育委員会そのもの、教育委員会の事務局そのものだから、その実質的な、名目的でも実質でもトップは教育長さんだけれども、そのなんていうかね、家老みたいなものかね、組織で言えば。

○委員

もう一つね、私が思っているのは、市長でもそれから議員でも、それから教育長でもそうなんだけれども、実務をやる人が絶対必要ですよ。実務をやって、とにかくどんどん市政を動かしていく人が。その人たちを、何ていうのかね、例えば教育長は、教育委員会の長として監督していくんだけど、その実務者として、毎日毎日、業務を行っている人がいなければ、幾ら教育長が一人でも、やれることはごくわずかなものですから、だから、その実務者を組織するときの長たるべき人が部長、もしくはさっき言った教育次長なのかなと思うのですよね。実務者のトップというのかね。

○委員

事務局のトップというのはどなたですか。

○委員

教育長でしょう。

○委員

事務局のトップは教育長だけれど、実務者のトップということだな。実務者がいれば日本の政治だってできてしまうというふうに言う人もいるくらいだからね。

○教育長

新教育長になって、教育長の権限が強化されたということはどういうことかということ、教育長の資質、力量、人格がすごく影響してくるということだと思う。つまり教育長次第といった部分が出てくるということで、今回に先だって、全国都市教育長協議会でも文部科学省等の方が来て説明するには、もうこれから新しく教育長になる方には、中央研修に行つて、いわゆる教育行政や教育の専門についての研修をします。つまり、「学び続ける教育長」であるということがキーワードになって、話されておりましたけれども、まさにそういった、いわゆる学校教育の専門制、教育行政の専門性をしっかり備えている人間でないと、なかなか難しいなという要素が出てきております。そんな中で今回の6月市議会でも、教育委員会会議の制度改革についての一般質問が出ておりますので、ちょっと資料見てください。

教育委員会制度改革について、「この改革案に至る背景と、改正案についての見解を伺う」ということと、「本市の今後の対応について伺う」という、この二つの質問がなされております。

改革案に至る背景については、いじめ問題等を契機に、課題となっている首長の権限強化と責任体制の明確化が、教育再生実行会議で議論され、提言がなされました。その後、与党合意案のもとに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が本国会で成立の運びとなり、平成27年4月1日より施行されようとしています。

この改正案についての見解ですけれども、教育委員会を執行機関としたこと、責任体制の明確化が図られたことなどについては評価します。しかし、首長の主催する総合教育会議や教育大綱の策定については、教育の中立性、継続性、安定性を担保する上で危惧しています。

そこで、新城市の対応ですが、現市長からは、教育委員会への深い御理解をいただいています。首長と教育委員会との教育方針は、一枚岩となっており、教育委員会会議での活発な討議を経て教育行政を進めています。こうして良好な関係のもとに、首長や教育長が変わっても、新城教育の中立性、継続性、安定性が担保できるよう、臨時教育委員会会議を毎月開催し、教育委員会制度のあり方に特化して、検討を進めていますと、このような答弁をする予定でおります。

それで、現実どうかということなんですけれども、長期、中期の展望については、この定例教育委員会会議とあるいは教育委員研修等で、しっかり議論して進めていけるわけなんですけれども、いわゆる突発的な危機管理については、まさに即座に判断をして、そのあり方を指示することが求められるので、教育長の決断によって進めている、進めざるを得ないということが多々あります。しかし、そうしたことについて、すぐに市長あるいは委員長に情報を共有して、意見を求めて進めているというのがこれまでの体制です。

ですから、非常に危機管理についての情報については、やはり、市長も委員長も共有するという状況下でこれまで進めてきておりますので、そういった面においても、一枚岩という言葉であらわせるのではないかなど、新城教育のあり方は、というふうに思います。

教育長と教育委員のその責任を、きちんと責任体制を明確化して、そしてそのチェック体制をしっかりと位置づけるといったことが、大切になるのではないかなどということを思いますし、それから、前から言っておりますように、この教育委員会会議を、教育長が座長として最後の決定権を握るというのではなくて、やっぱり座長制度を設けて、そして合議制という、これまでのあり方を堅持するといったような方向性で、バランスが取れてくるのではないかなどと思います。

それから、月1回の定例教育委員会会議があるわけなんですけれども、こうしたことについては、比較的、いわゆる教育行政のいわゆる定義的なあり方、方向性といった、あるいは議決を要する案件が多いわけなんですけれども、最近を見てみると、今日的な教育課題といったものが次々と発生しているわけですので、そういったことを議論する、教育委員のお互いの意見をしっかりと出し合って、合議制で、そのことについては教育委員会としては、このように考えるといったような会議を設けていく必要があるのではないかなどと思います。それは時代の要請ではないかなどと思います。

そういったこともやはり考慮しながら、月2回程度の教育委員会会議が必要になるのではないかなど。もちろん喫緊の課題がなければやらなくてもいいんですけれども、次々とあらわれてくると思いますのでね、必要性があるのではないかなどと思います。

○委員

月2回の教育委員会やりますよといった話になったときに、それはそれで必要があるときはいいと思うんですけれども、先ほど言ったような、何々委員は社会教育なんかは誰々にお願いしますといったことなどは、今まで全てここを通してやっていたことなんですけれども、これはもう教育長に、新教育長にここまではお願いしますみたいなことってできないのかなと思うんですけれども。

ここで話し合うことというふうなことを、これだけというふうな枠をつくっておく。もう教育長決裁で決めることというのを、今よりも幅を広げてしまってもいいんじゃないかというような気がするんですが。

○委員

これはだめだと思いますね。

○委員

だめですかね。

○委員

それは際限なくいってしまう恐れがある。その歯どめをかけないといけない。それはだめだと思うな。

○委員

先ほど言われました、その教育委員会が所管をするこう各種組織の委員を選任する委員というのは、教育長に委任できないんです。

○委員

多分、委員さんの言いたいことはわかりますが、今、教育委員会会議で提案されて、委員さんの決を求めますというのはね、そういうことができないことばかりだと思いますよ。

○委員

なるほど、そうですね。ちょっと申し上げたかったのは、一気に合理化とかということではなくて、やらなくてはいけないことの優先順位ってあるかなと思ひまして、非常に感情の上のことを言っていると、なんで私たちがここにいるのかっていったこと、ある意味、感情的に自分の中で処理したことを先ほど申し上げたんで、余りその理性的ではないかもしれないですし、法律のこと全然考えていなくて言いました。整理の仕方を優先順位をつけて、何からやっていくのかというふうなことを、さっき言われたことも含めてですね、考えるというのも必要かなっていうことをちょっと思ったので申し上げました。

○教育長

結局、法令規則上、やはり教育委員会会議を通して決めなくてはならないという前提のものをここにかけられているわけですので、法令規則を変えない限りは書けないし、またそうやって決められているということは、それだけの重みのある事柄であるということなんです。基本的に追認することが多いかもしれないけれども、やはり委員お一人お一人というのは、そのそれぞれの分野の教育行政を進める上で、非常に大事なそれぞれの人材であるわけですので、やはりここでしっかり議論していただいてという前提は、崩してはいけないなと思います。あれは議会でも一緒なんですよ。

○委員長

今の中では多分、それをやらなければならないことなのでやるんですけれども、僕は、だからそこは教育委員会所管は、どこまでやるかという話を、いずれどこかで議論しなくてはならないというふうには思っています。

○教育長

それから、このいわゆる議会で答えることは、教育委員会の統一見解として、市民の前で公表するわけですので、このような見解として述べていくんですけれども、御意見があれば、それを質問その2その3等で含めていきたいというふうに思うわけですが。答えていきたいと思うわけです。

○委員

責任が明確になるというけれども、何か問題があったときに市長はどうやって責任取るの。その責任の取り方というのは何ですか。

○教育長

教育委員会の中の責任。いわゆる委員長なのか教育長なのかということについて、教育長に責任があるんだよという。ここは明確化されてきている。この範囲。市長のどうのこうのは誤りだと思う。

○委員

こっちじゃないね。だけどそれもね、今までね、教育長が教育委員長の責任だなんて逃げたりとか一度でもありません。

○委員長

もし市長の責任が問われるのであれば、議会がやるんですね。

○委員長

市長の行政、教育行政の過度の介入を、制度的にチェックするというのは実は裏返しで、全てのヘッドが教育長にあるのであれば、周りがある教育長を応援するというか、そういう組織体、会議体をいっばいつくって市長と対抗することが、実は教育長の関わり方になっていって、教育委員会の関わる所管の範囲と、それからどこまでを決定するかという話はどうしても出てくるので、ここでは執行機関となっていますけれども、例えば学校運営や、評価、監査、我々が学校訪問したりなんかしたりしているものを、例えばもっと特化してやって、学校運営が、今、うまくいっているのかどうかというのを一つの評価として、教育委員会が出すとかというふうなものも、教育委員の役割などに入ってくるのかなというふうに思います。教育長を取り巻くものをたくさんつくって、きちんと市長と裏づけとして対抗できるという形をつくっていくのは、教育委員と教育長との関わり方だなと思っています。

○教育長

今後、考えたときに、やっぱり新教育長にそれだけの権限がついてくるといったときに、教育委員会のサポートがなかったとしたら、教育長が逆に言えば、孤独な立場で考えなければならぬという、判断を間違えることも出てくるというふうに思うのね。そういった面からしっかりサポートする部分、議論もしっかりするけれどもサポートもしていくんだという基本的なスタンスがないと、市長部局との関係もうまく進まないと思いますね。

○委員

教育長は市長が決めて、「この人教育長ですよ。だから教育委員会に入れますよ。で、うまくやってね」というふうにして、今度、降臨するわけですよ。実際、今のところ、今もそうといえばそうなんですけれども、私たち委員がほぼ全員そうであるように、こういう形でやってきてはいるんですけれども、これがよろしくねという関係を結べない可能性って、確かに言われた通りあるかと思うのですよね。私たちも、今までは委員の中から、この方であれば、教育長お任せできるでしょうとやっているの、その方を教育長に据えている。もしくは今まで委員長に据えていることに対して、選択肢の責任があるわけじゃないですか。でもこのところ大きくずれがあるというか、可能性も先ほど申し上げた通り出てくると。

このこの人の教育長にいただくというふうなことというの、私たちは意思表示できる可能性とかがあっていうのは、あるんでしょうか。例えば、あらかじめ、こういうふうな人をお願いしたいと思うけれどもとか。

○教育長

意見を市長に伝えることは、できると思う。でも、任命するのはやはり市長の権限だけれども、特に今の新城教育でいえば、こういったことが課題だから、「この人が一番ふさわしいと思う」というような意見を市長に具申することはできると思う。でもそれは、その市長と教育委員会の関係が、良好な関係ならそれはできると思うけれども、法令的に裏

づけされた権利ではないわけだね。あくまでも市長が任命権を持っているわけですよ。ただ市長は、幅広く教育委員の意見をお聞きしましょうという、そういう関係性ができていれば、それはできると思います。だからそういう関係を築くというのも、その教育委員の一つの大事な要素なのではないかなと思うわけ。大津だって、市長がこの人を教育長にしたいと任命した人なんだよ。でありながらああなっているわけなので、やはり日ごろの関係性ってすごく大事だなと思います。

○委員

私もね、市長に聞かれば、今教育長言ったように意見を言うけれども、本来は教育委員会が余計なこと言うべきことではないと。市長が考えて決めることだと思うね。

○委員

例えば市長がこの人はどうだって言った時点で、もう議論は、一応皆さんにしてもらいけれども、自分はもうこの人に決めたよということですよ。

○教育長

そして、議会の承認がいる。だって今回の改定の一番大本はそこだもの。首長の思う教育長を任命したいと。そして気に入らなかつたら辞めさせたいという。これが一番大本なので、首長が、「俺は思うように教育行政やりたい」と思ったら、そういう教育長を任命、罷免するということになりますよね。だから、日頃、やっぱり市長部局との関係のいい教育委員会会議においては、教育委員会の思いが反映した人物が、任命される可能性が大きくなるということで、決して付与された権限ではないということなんだよね。

○教育長

ただ本当に難しい問題だよ。もし全く違う考えの方が首長になったとしたら、少なくともその前は、市長部局と良好な関係をもって、教育行政を進めてきたと。しかもその継続性を図るために、教育委員の任期も1年ごとにずらしている。教育委員会としての継続性、安定性も図るという形できたんだけど、その方向性をまるきりぶった切られる、そういう首長になったときは、じゃあどうするんだという、その継続性、安定性。委員が総辞職して済む問題じゃないので。そんなことしちゃったら、現場が大変なことになるよね。

○委員

なので、やっぱりさっき言われた座長制、合議制、そういうようなことをきちんと伝えて、それから新城教育憲章にきちんと書いて、どこかに手を乗せて宣誓かなんかしてもらいたかね、それは。そういうような、やっぱり教育を、ここに書いてあるような形できちんとやってもらえるというね、そういうことをやっぱり推し進めてもらうようなシステムを、こちらである程度取っておかないと、それは困るのではないかなと思うね。

○教育長

だけど、当選した市長が、公約にもし掲げていたとしたら、それを盾にやっぱり言えますね。

○委員

そこが、非常に大事なことで、大体、その公約を掲げて、現体制に反対して当選すると

いう可能性はあり得るよね。どこでも。そうしたことに対しての歯どめ。政治的介入の歯どめをきちんとやっておく必要がある。それがないと、それはもう一方的に押し切られちゃう可能性が出てきますよね。

○委員長

議論がこっちもあっちも行っているんですけども、そういう意味で、政治的中立的教育委員会と言われているわけですよね。それは心の中で多分思っているはずですよ。我々が、今ここで議論していることはまた別の話なんですけれども、そういう意味では、教育委員会が政治的な中立をきちんと維持しているということは、すごく大事な話になってくるんですけれども。それは誰が座ろうが、そういう話だよとしないと、じゃあマニフェストが出たからって、全部それをやるのかとかという話は、これはちょっとわからないですよ。

○委員

そうしますと、教育憲章にそれらのことを載せれば、それは阻止できるんですかね。

○委員

それは難しいですね。

○委員長

これはまた教育憲章でやりますけれども、ここにその歯どめを教育憲章に入れるのか、それとも子供の教育のためのことだけを入れるのかという話に、多分議論になっている。

○委員

それはそれとして、例えば教育憲章じゃなくて、どこかにそういうようなものをつくったときに、それが有効かどうかという、その問題ですよ。それは知恵をちょっと使わないと難しいかなと。

○教育長

そうだね。いわゆる子ども憲章なんかを条例化している自治体というのもあるので、教育憲章をそういった形で、子ども憲章を含めたような意味合いにして条例化するということは可能だと思うね。議会の理解を得れば。

○委員

それから、ちょっと質問なんだけれども、市長が変わる、教育長は前の市長が選任した人、こういう関係というのはあるわけでしょう。市長が変わればすぐ教育長を指名なんてことはできないね。

○委員

任期があるものですから、その任期は務めることができるんですよ。途中で市長が変わっちゃっても、任期が消えちゃうということはありません。

○教育長

だけど、今回の改正地教行法では、他の教育委員さんは4年で、教育長は3年ということだから、首長の任期は4年だから、その任期中には、必ず罷免するなり任命するなりの権限ができるだろうという体制になる。

○委員

任期中は罷免できないですか。

○委員

罷免はできない。3年という新教育長の任期はあるのですね。だから、市長の任期は4年だものですから、自分の任期の中で、その教育長を変えることができる仕組みをつくったんですね。

○委員

これから、教育長と教育委員という言い方になってくると思うよ。ただ、教育長も、合議体ということは、これはしっかりしているんだよね。兼任するとかそんな問題じゃない。もう決まっていることなんだ。だから、ここでの話し合いに反するようなことを教育長がやることはできない。そうすまいなんて問題じゃない。

○委員

意思決定者は誰なのか、責任を取るのは誰なのかっていったら、「俺が責任を取るんだから、俺の意見がこの意見だ」みたいなことにはならないんですか。

○委員長

この場でする議論に関しては、それは多分やらないと思うんですよ。

(休憩)

○委員長

それでは、再開します。総合教育会議との関わりということで、またお願いします。

○委員

前回確かに座長という言葉が出たけれども、それから教育長の声にも座長が入ってきているので、僕はこの言葉は余り好きじゃないね。座長っていうの。議長じゃいけないかね。いろいろな会議で議長選出なんて言ってやるので、それでその議長には特別な権限ないしね。

○委員

懇談会やなんかは、座長という感じになるんだけど、教育委員会会議だからね。

○教育長

国は、座長とかいうのはあるんですよ。国の委員会はね。

○委員

座長のほうがやわらかくないですか。私、やわらかい感じが。

○委員

それはまた検討しましょう。

○委員長

それでは、総合教育会議との関わりということで、3番目の件ですが、お願いします。

○委員

総合教育会議との関わりということですが、3点考えました。

(1) 市長というのは、やっぱり選挙で選ばれる、選挙が勝負になるので、短期間でも成果とかパフォーマンス、これをどうしても示したい。これはまあしょうがない。市長とはそういう立場なので。そういう場合に、大綱に何を書き込んでくるのか。心配なところが多いと思います。それで、ただこの際、教科書採択というような教育委員会の専権事項、

これはなんとしても守っていかなければいけない。それから、1のところでも言いましたが、早く結果を出したいということで、市長が次から次へと指示を出して行って、学校が困る。教育委員会も困っているけれど、「これはどうなっている、明日までに返事せよ、これはこういうふうにせよ」なんて言ってきた場合に、学校現場を守るべきかという、そういう自覚を教育委員が持つ。そういう力量をなんとしても持たなくてはならないなと思います。

それから、この総合教育会議で、先ほども話が出ましたが、やっぱり市長は財政効率ということを優先して、そのために教育の質が低下する恐れは多分にある。そうすると、我々教育委員も、そういう市長に対抗するために、行政学とか財政学、そういう素養が求められても、これはレイマン、素人の勤まるレベルじゃないし、困るなというふうに思います。

それから、(3)、大綱の策定に、これは市長と教育委員が話し合っただけですが、教育長と残り5人の教育委員だけの考えでは、ちょっと心もとない。だからやっぱり、関係者の意見を聞く会議を、校長会とか市P連とか、教職員会、そういうような関係者の意見を聞く会を、この総合教育会議に望む前に、どこかで持たないといけないな、持てないかなというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

それでは、2ページの3のところをごらんください。

予算決定は、今までどおり教育委員会が必要な内容を上申し、市長が承認する形を残してほしい。大津市市長のようになってほしくはないということです。もし市長が予算化した内容があれば、総合教育会議で議論をし、議決をしてから執行してほしい。

総合教育会議というのは一体どういうものということで、いろいろな疑問があるわけですが、考えようによっては、自分たちのまちにあったようなものにできるところもあるんじゃないかなと感じております。6月13日の新聞によると、総合教育会議では、さまざまな事案が協議できるため、市長の政治介入の余地があり、運用が課題となるというようなことが書いてございました。議案と運用というのは、具体的にはどのようなものが考えられるのかなということで、今後、詰めていく必要があるかなと思っております。

この総合教育会議の参加人数とか、構成員ですけれども、教育委員とその同数の有識者を構成員とし、事務局の、教育部長ですね、トップを1名いれると。有識者は公募ではなく、その道の達人を人選しレベルを上げる。議長、副議長は教育長と市側の構成員から出す。また教育長を罷免する場合も、まずこの会議で取り上げ、同意を必要とするようにしたらどうかということを考えてみました。

○委員長

ありがとうございます。構成員の要望ですね。

○教育長

私はこの総合教育会議なるものが、まだ十分理解できていなかったものですから、1番のところで、市長と教育委員会の関わりという内容で、市長の教育行政の支配介入の歯どめというところに、ある程度書かせていただいて、総合教育会議についてよくわからないけれども。それでは、読みます。3番のところ。

総合教育会議は年間二、三回の開催とし、年度当初に大綱を決定し、年度末に当該年度の新城教育の総括をする。また極めて重大な事件についての会議を行う。それ以外のことは、教育委員会に任せるということで、どちらかと言うと、その教育委員会が今やっているようなことに関することは、もう必要ないと。例えば、二度手間になってしまうようなことはやる必要ない。教育委員会が決めたことを、またその総合教育会議で違う意見を出すというようなことが、あってはよくないものですからね。だから、新城教育に対する、いわゆる展望的な、本当に大綱だけ示してもらって、あとはその総括としてどういうふうに行われたかということを知りたいというふうな、それくらいの会議であればいいなと感じています。それで、重要問題が出た場合には、教育委員会だけでは、ちょっとこれはどうかなというときに開催すると、私としてはそういうふうには考えました。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

私もその総合教育会議というのが、どういうものかよくわからなかったのですが、せっかくこういうようなことをやるのであればですね、一応、レイマンコントロールの場ではありますけれども、教育というのが、ちょっと視野が狭くなってしまったりすることもありますし、新しい情報みたいなものが入ってきづらい情報があるとするならば、そういうふうな問題を解決する場になるといいかなと思っているのと、あと、一番始めのところに言いましたけれども、やはりの市全体の予算から、どれだけのことを扱われるかというふうなことを、協議をするということであればですね、こういう場を利用するのがいいのかなと思いました。ぜひそのへんのところを、一緒に関わっていかなきゃいけないところ、協力することっていうのを、この中で考えられたらと感じています。

あとは、市長主催の会議、教育に関する会議ということになりますので、この構成が非常に重要なことだと思っていて、例えば教育委員の中からは一人ですよ、二人ですよとやっていったことにはならないですよというふうな、全委員が入りますよねというようなことだったりとか、その辺のことですね、うまく市長と力のバランスが取れるような構成というのを担保できるといいかなというふうに思いました。

○委員長

ありがとうございます。教育長よろしいですか。

○教育長

まず、総合教育会議、法令できちんと決まってきたので、どのように明文化されているかということなんですけれども、まず構成員は首長と教育委員会、つまり、この教育委員会会議に首長が入った。それを総合教育会議とすると。その総合教育会議は必要があれば、有識者とか関係者の意見を聞くことができると。だから、構成員はあくまでも教育委員会

と首長ということです。

それから、この教育委員会会議で議題とすることは、これも決められていて、要するに教育大綱と、それから、教育を行うための諸条件の整備とか、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策。それからあとは緊急の場合ね。児童生命の身体等に被害が生じ、その恐れがあるといった場合の措置ということで、何を話し、どういうメンバーであるということは決められているわけです。それで、教育全般に関わることとして、教育大綱というのがあるんだけれども、この教育大綱をどうするかということで、一方、教育委員会では教育振興基本計画、つまり生涯学習をどのように進めていくかと、学校教育をどのように進めていくかということで、基本の振興計画をつくれというのを一方の法律で定められているわけです。それで振興計画をつくっているわけ。だからその教育委員会で定めた教育振興計画というのが、これから先にわたる展望を切り開く計画があるわけなので、ここの関わりの中において大綱が述べられてなかったら、それは大綱としてもおかしいし、教育委員会の施策としてもおかしいということになるので、この教育振興基本計画との整合性をつける中で、教育大綱をどう方向づけるかであると思います。

それから、今までの新城教育の関わりで言うならば、教育方針との関わりはどうなるのかということなんです。それから、学校教育、生涯学習の方向性を定めるということになると、例えば市長部局で、では企画課が、企画部がそれをやるかということになると、市のその行政全般の企画ということについては、企画課はさまざまな情報を資料を持っているのでできると思うのだけれども、では、学校教育の今後の方向性を、そこでできるかということになると、これは非常に難しいし、その材料、情報をいつも提供するということがあれば、教育委員会も、事務局も必要なくなるわけ。その情報を持っていて、その日々の事務推進しているのは、教育委員会の事務局であるわけなので、そうすると、では教育大綱の原案を作成するのが、どこが策定するのかということになると、これもやっぱり協議の中で決めていく必要があるというふうに思う。首長が提案するんだけれども、その実質的な案の詳細について、策定できる部局はどこかといったら、教育委員会事務局しかないと思う。向こうで策定することはあり得ないと思う。預けてもいいけれども、所詮無理だというふうに思うので、だからそこら辺を、その策定をどこでやるのかということをも明確化するということ。

それから、議会へも教育委員会の評価等を、いつも提示しているわけなんだけれども、これもやはり教育委員会事務局で、その総括をしない限りできないことなので、やはりそれらについても、教育委員会事務局がイニシアチブ取って策定し、この教育委員会で協議をして、「市長さんどうですか」というようなシステムの方向でないと、実際の運営は無理なんではないかなというふうに思うので、そういった事務手続の方向性といったものを、きちんと市長と市長部局と相談して定めることが、教育の今後の円滑な振興を進める上で、非常に大切なのではないかなというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。私のほうは、特に総合教育会議のことについては書いていない

んですが、よくわからないところが一つあるので、逆に事業執行予算を取る前の、事前すり合わせ会議という位置づけでもいいんじゃないかと、勝手に思っています。

招集するのは首長ですけれども、例えば、教育委員会からそのいわゆる提示というか、開いてほしいということがもし叶うのであれば、そういうタイミングで、そういったものを出していくというような形で、市長とすり合わせする会議だと思います。確認する場所とかですね、そういったところで教育会議があるのかなというように思います。この件に関して、皆さんは何か意見がありましたか。もうちょっと具体的な問題出てくるんですけれどもね。何をしたりとか。

○教育長

法令で、さっき言ったようなことは定められているわけですね。

○委員長

具体的に大綱というのは、一体どういうものになるんですかね。

○委員

それもよくわからないですけれどもね。

○教育長

今から首長が強い意思と意図を持って、教育をこうしたいということであれば、新城教育にいる教育長が示している教育方針を首長が書いて、その方向の具体策は、教育委員会で決めろという形になってくると思いますね。

○委員

何を書くかは市長の勝手なのでね。こっちが反対しても書けるし、こっちが書いてほしいことだって書かないで通ってしまう。

○委員長

実際には教育委員会じゃないですかね。

○委員

これは合議制の会議じゃないね。どうかな。これははっきりしないといけないけど。

○委員長

僕は市長との確認会議だと思っていますけれども。

○委員

合議制の会じゃないね。今までいろいろ問題にされているのを見ていると。

○委員

普通に読んでいけば、「そうか、みんなで話し合いをして調節できるんだね」と思うんですけれども、そういうふうには読みきれないというわけですね、今の。

○委員

今、教育長から構成メンバーを聞いたので、多分それは、今までの教育方針のようなものを土台として、それで皆さんに協議をするという、そういう会議かなと思うけれど、たまには元教育長という人が、市長に立候補して当選することもありますよね。あるいは大学の、例えば教育学部の教授だった人がとかね。そういう人は自分で書ける可能性はあるけれども、大部分の場合は、やっぱり教育長にお願いをしてつくってもらって、それを

協議するという形じゃないと無理だよ。それは。現実には。

○委員

無理といってもね、そうすると、これもさんざん、形骸化、形骸化って批判してきたことを、市長がやることになっちゃうよ。

○委員

せっかく、こういう権限が与えられ、責任が明確になったのに、教育委員会丸投げということになったのではよくないですね。

○委員

僕、メディアとか市民から、そういう声が起こる可能性はあると思う。なんだ、今まで教育委員会のこと形骸化、形骸化って言っていたのに、これを丸投げでは。市長のほうに批判が来ることは考えられると思うよ。

○教育長

ただ、その地教行法でも、教育の中立性、継続性、安定性は大切だということを書いてあるわけなので、そこで政治的な色合いを出さないためには、その教育の専門家である教育委員会に任せるとするのは、立派な政治的な判断だというふうに思うし、そういうコンセンサスを民意としてつくること、その使命は、やっぱりこの教育委員会にもあるというふうに思うのね。

○委員

それからもう1点、有識者を加えたらどうかって川口委員さっき言ったよね。

○委員

それはですね、有識者を加えなければならないというふうに、私はとったんです、前のときに。だから、もし加えるならば、なんていうんですか、市民公募とかそういうのではなくて、それなりの人を選ぶという形はどうかかなと思ったので。

○教育長

最初の案だと、有識者も委員だとか何だかという案があったんですが、最終的にはそうじゃなくてという形になったので、むしろいい方向になったのではないかなと思うね。

○委員長

確認の会議だと思うんです、これ。多少、市長の要望があったり、教育長が掲げる教育方針に対して、「これも一つ盛り込んでみたらどうかね」とかいう、確認の会議しか僕は思えないですけども。

○委員

そのときのやっぱり議長とかはどうなるんですかね。会を取り仕切る。

○委員

招集するのは市長。

○委員

招集するのは市長ですか。なら、市長が議長になるんですか。

○委員

ちょっとまだそこまではわかりません。

○委員

多分ね。そういう運用については来月に連絡くるんだよね。

○委員

また出てくるかもしれないですよ。

○委員長

特に、その大綱という大きな言葉文言があるんですけども、その辺については、皆さんどうですか。僕はちょっとまだよく認識不足でよくわからないですけども。

○教育長

さっき言ったように、教育振興基本計画、それに沿ったものであれば、大きくはその教育の方向性が外れるということはないように思うのね。

○委員長

いいですかね。特に。

それでは4番目いきます。4番目の教育憲章。新城教育で目指す基盤の策定という、新城の教育憲章の言葉が出ておりましたので、お願いします。

○委員

まだ具体的なイメージがわからないので、二つだけ考えてみました。

(1) 憲法第19条にある思想及び良心の自由ということ。それから教育基本法第16条、さっきどこかに出てきたと思うが、不当な支配に服することなく云々、というこの趣旨はどこかへ、教育憲章のどこかに盛り込めないかなというふうに思います。

それから(2)、教育基本法第二条、愛国心条項、これ何とか憲章というところには必ず入れたがる人がいるんだよね。「郷土を愛し、国を愛する心を」というのは必要ないと思う。こういうことを入れると、どうしても偏った狭いナショナリズム国家主義に飛んでしまう恐れがあるので、これは入れちゃいかんと思います。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

私の意見を読ませていただきます。新城の教育憲章と、それから教育方針と大綱ということについて、私はよくまだ区別がついておりませんので、ちょっとずれているところがあるかもしれませんが、お許し下さい。

では読ませていただきます。

都会では私学の人気が高い。時代や政治に流されず、脈々と続いた校風や校訓に魅了された親子もいるだろう。私も一時期、子どもを私立中学にやることを考えたこともございます。子供や保護者にとって、自分たちの学校や校長先生は、絶対的存在だが、公立では何年かの任期が過ぎると、校長先生は去っていく。そしてまた新しい校長先生の時代がはじまる。余りにも短いスパンであり、中にはこの校訓でいいのかなと思うときもありました。そのときの言葉が、校訓として適切なのか理解できないときもあった。音楽で言うと、ソロの演奏者は余程の力量がないと、大勢の聴衆を魅了させられないと思います。オーケストラは大人数の編成なので、一度に大勢の人を魅了させることができると思っております。

す。新城の三宝、学校、家庭、教育を軸とした共育、これは力量ある演奏者と同じ感じが致します。多くの方が納得でき感銘できます。そして、一人一人光を当てたきめ細やかな指導で、子供の心を安定させることで、いろいろな能力を伸ばして温かい故郷として、故郷新城が心に残ると思います。

今後、さらにグローバル社会が進みますと、私はなに人。日本人じゃなくて世界人なんていう根無し草の人たちがふえる可能性も考えられます。やはり温かい家庭とか故郷の思い出がある人は、より強いと思います。多くの方々に認知され始めたこれらの取り組みのキーワードを、新城教育憲章とすることを提案したいと思います。そしてあと、今、子供たちに義務と権利、それから勤労という言葉を超えて余り教えていないと思うんですけども、やっぱりこれを教えることによって、権利よりもまず義務だよ。義務をやってから権利だよ。そして働くこと、納税することは大事だよということを、やっぱり子どもたちに教えることによって、責任ある大人になれるんじゃないかなと思っております。

○委員

4番の新城教育の目指す基盤の策定というところですけども、教育基本法の精神にのっとり、新城教育憲章を策定し、新城教育憲章の精神に基づいて教育行政を行うと、具体的な内容については教育委員会、私たちのこの話し合いを参考にすることにしてあって、私としては一番に書いたところの市長の教育行政への支配介入の歯どめという、そこら辺のところをやっぱり憲章に盛り込んでもらいたいなと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございます

○委員

憲章といっているものが、どういう性質なものなのかということが、ちょっと私わからなかったものですから、考えてこられませんでした。なので、こういうものを目指しましょうというようなスローガンみたいなものという考え方と、それからこれはこういうルールにします、さっきから言っている契約という言葉だったり条例という言葉だったりするかと思うんですけども、そのこのところをきちんとわけて考えていくということと、憲章が目指すような、一つあるとするならば、そこにわけてそれを実現するために、どういうふうなシステムをつくっていくかということとを合わせてきちんと考えていかないとですね、美辞麗句を並べただけの憲章でしたということになり兼ねないかなというのをちょっと考えながら、ここができるといいかなということと思っています。

こういう人間になりましょうみたいな憲章なのか、それとも新城における教育の使命は何なのかということを考える憲章なのかとか、それを幾つかのセクションに分けてうたっていくのかとか、そういうことを、ゆっくり整理をすることが必要かなというふうな気がしました。

○委員長

ありがとうございます。

○教育長

まだ概念が焦点化されていないので、いろいろな考え方があると思うんだけど、少なくとも教育委員会会議でその教育憲章を提唱するならば、教育によって、どんな新城市民を育成するかという、そのもととなる教育のあり方とか、あるいは手続、組織のあり方とか、そういったものがきちんと明文化されることが大事なんではないかなというふうに思います。それは、そのいわゆる首長や教育長が変わっても、やっぱり存続されるべき普遍的な価値が、そこに位置づけられているという必要性があるのではないのかというふうに思います。具体的にどうするかというのは、今後の協議の中で焦点化していけばいいんじゃないかなと。

○委員長

僕のほうは、紙の一番最後5番のところでちょっとだけ書いたんですが、今、和田教育長の言った普遍性というのは、非常に大事なんだと思うのが一つと、もし書くのであれば、例えば覚悟みたいなものも一つ書いたらどうかというふうに思っていて、さっき言っていたのは、「ゼロ歳から15歳の子どもの学びと育ちを保証します。」これ大人の宣言というか、書くというか。それから、たった子どもが一人であっても、教育の機会を維持していくような水準、維持、向上に努めることと、これはもう大人側の覚悟。

それから歯どめという意味では、これちょっと言葉が浮かばなかったんですけども、政治的に中立であるということと、逆に教育関係サイドも中立であるという両方を、例えば兼ね備えて書くというようなことがあってもいいのかなと。これらもまだちょっと、自分の中でどういうふうに落としていいのかわからないので、今思えることだけを少しちょっと書いてみました。

これにつきまして、何か皆さん。今のところは、どうなんだということはないですね。今のところね。確固たるものというか。まだ。また今後少し考えていくような形でもよろしいですかね。

○委員

議論じゃないけどもね、私ちょっと書いたことがあるので、せっかくですのでいいですか。5番のところ見てください。

新城教育の実現に向けた教育行政運営方針の策定と一部、それに基づいてちょっと書いてみたんですけども、まず教育行政の大綱の策定というのは、さっき話が出たけれど、私は教育方針でいいのかなと思ったので、従来通り教育長が原案を示し、教育委員会会議で協議することを、これを教育委員会会議ではなくて、先ほど出てきた総合教育会議だね、これでいいのかなと思います。

それから、教育行政の専門性を発揮した事務局人事のあり方ということで、まず教育委員会制度は、教育的価値の実現を使命として発足した制度であり、また多くの教職経験者が勤務する委員会事務局も、その使命をサポートしていると。教育的価値の実現とは、児童、生徒、若者の一人一人の状況とニーズに応じた教育を通じて、児童・生徒、若者の成長と発達を保証し、その現在と未来における幸せの礎を築くことということ。こういうようなことも教育大綱に書いてもいいかなと思います。その目的の達成のためには、年齢、男女比等に配慮しつつ、すぐれた人材の投与が不可欠であると。それから教育予算のあり

方、財政効率を優先する余り、学校教育の質の低下を招かないようにしたい。

その他、学校訪問、校長面談等の定期的な実施により、学校の情報を迅速的確に把握し、よりよい指導を助言、援助を行うとともに、課題に対応する。これは今、和田教育長のもとで行われているわけですから、それを継続したいということですよ。

それから、地域住民の意向を反映するために、PTA役員との情報交換会を持つと。それから教育委員の視野を広める研修は従来通り適宜行う。

○委員長

ありがとうございます。きょうはこのぐらいの議論というか、意見交換みたいな形になりましたけれども、今後はどうでしょうか。これで2カ月の臨時、3カ月か、3カ月教育委員会の臨時教育委員会ありましたけれども。

○委員

じゃあ、先ほどもね、意見に出たように、新しくまた示されるのはもうじきですよ。今度はそれが示されてから、それに基づいて会議をするというのはどうでしょう。

○委員

賛成です。

○委員長

よろしいですか。いつぐらいかはわからないですね。まだね。

○委員長

ただ思うんだけど、それぞれ今課題として取り上げられたこと、例えば、定例教育委員会とね、協議会の設定をすることとしても、じゃあどうやっていつ設定するのかという、そういう具体化をここで協議していかないと、何ていうのかな、間に合わないと思う。4月1日施行に。市長や市長部局との理解を得るためにも。

○委員

それじゃあ、情報が入り次第やるということと、それから教育長のほうで、こういうことについてはどんどん進めていってほしいということがあれば、そいつについては、また臨時教育委員会を開いてやったらどうかなと思います。

○教育長

じゃあ、次回の定例教育委員会会議のときに、はっきりと焦点化した案を私のほうで提案しますので、それについての協議を、定例でやるのかあるいはその次の臨時でやるのかということを決めましょうか。次回は26日の定例教育委員会ですよ。よろしくお願ひします。

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記